

確定申告とは、前年1年間(1月1日~12月31日)の所得と、それに対する所得税額を計算して税務署に申告し、納税する(または還付を受ける)手続きのことです

市民税・県民税の申告は3月15日(火)までに手続きを

問 市民税課 (☎235・8594)

◆市・県民税の申告が必要な方

市では昨年の申告内容を参考に、市・県民税の申告が必要と思われる方には申告書を郵送しています。お手元に届いた方は、収入の有無にかかわらず申告してください。届いていない方は、申告書が必要な場合は、

市民税課で用紙をお渡しします。

なお、所得税の確定申告書や、所得税の提出した方は、市・県民税の申告は必要ありません。

▼申告が必要な方

①平成22年中の所得が少なく、所得税の源泉徴収額が0円、確定申告をする必要がない方(所得が38万円以下の方)

②給与所得者が給与以外の所得の合計額が20万円以下の方(所得税は申告不要ですが、市・県民税の申告が必要)

③公的年金のみの収入で、支給された年金から所得税が源泉徴収されていない方のうち、扶養や保険料など控除に変更がある方

※源泉徴収額がある方

は所得税の確定申告が必要

④遺族年金・障害年金や雇用保険など非課税所得を受給していた方

⑤収入がなく、同一世帯家族の税面(年末調整や確定申告)での扶養になっていない方

⑥扶養義務者が、単身赴任などで市外に転出している場合の扶養親族の方

⑦給与所得者で、勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がなく、所得税の確定申告をしない方

⑧所得税が課税されない方で、医療費控除など控除の追加をする市・県民税が減額になる方

※所得税と市・県民税との違いがあるため、控除を追加すると減額になる場合があります。

▼申告方法

市・県民税の申告は、2月15日(火)までは市民税課窓口で、16日(水)からは401会議室で受け付けます。

なお、申告の内容は国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料などの算定資料になり、3月15日(火)までに申告書の提出がないと、これらの金額に影響があるほか、課税証明など諸証明の発行ができなくなる場合がありますので、必ず期限までに申告してください。

▽受付期間 2月16日(水) 9時30分~12時(受付11時まで)、13時~17時15分(受付15時まで)

※国・県民税は、2月27日(火)まで、市民税の相談・受け付け

を実施します。また、2月19日(金)および3月5日(月)の市役所土曜開庁日午前中に限り、市民税課窓口で申告書の提出を受け付けます。

▽必要書類(すべて平成22年(2010)のもの)

①支払金額(収入)が分かるもの、給与や年金の源泉徴収票、ない場合は1年分の支払明細書

②社会保険料の支払い額が分かるもの、健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の領収書や支払いはがき、国民年金は控除証明書

③生命保険や地震保険、旧長期損害保険などの控除証明書

④医療費がある場合はその領収書(あらかじめ合計額を計算しておいてください)

◆市・県民税の税率

市・県民税は、前年の所得金額に応じた所得割額

⑤遺族年金や雇用保険など非課税所得がある場合は、その支払先からの通知書や資料

⑥印鑑

⑦市・県民税申告書(必ず必要書類がそろっている場合は、市民税課窓口で申告できます)

また、申告書は郵送でも提出できます。記入漏れのないようご注意ください。

なお、収入がない方は非課税となりますが、市職員が生活状況(扶養、学生、預貯金で生活など)をお尋ねします。

と、一定額の「均等割額」を合算した額で課税します。

所得割額は課税所得金額の10% (市民税6%・県民税4%)で、均等割額は4000円(市民税3000円・県民税1000円)です。

ただし、19年度から23年度まで県内にお住まいの方に対しては、「水源環境の保全および再生に係る超過課税(県民税所得割0.025%)、県民税均等割300円(乗せ)」が実施されているため、所得割額は10.025%、均等割額は4300円となります。

※分離課税の税率については、適用税率が異なりますので、市民税課へお問い合わせください。

確定申告は3月15日(火)までにお忘れなく

確定申告に関するお問い合わせは、大和税務署(☎262・9411)へ。

◆申告書の作成指導・相談を行います

期間中、市民の方を対象に「申告書の書き方が分からない」「年金を受け取っている場合はどうするの?」など、相談や指導を市役所会場でも行います。申告に関して不明な点がある方はご利用ください。

なお、申告書は税務署職員や市職員の指導を受けながら、納税者自身で作成してください。

▽日時 2月16日(水) 9時30分~12時(受付11時まで)、ただし11時前には100人を超えた場合は午後の部へ、13時~17時15分(受付15時30分まで)

◆申告は「自書申告」を推進しています。自書申告とは、納税者本人が申告書を書き、納税者本人が申告書に提出することです。

納税者が税の仕組みを理解し、納税に対する意識を高めるためにも「自書申告」にご理解とご協力をお願いします。

◆申告書の作成指導・相談を行います

期間中、市民の方を対象に「申告書の書き方が分からない」「年金を受け取っている場合はどうするの?」など、相談や指導を市役所会場でも行います。申告に関して不明な点がある方はご利用ください。

なお、申告書は税務署職員や市職員の指導を受けながら、納税者自身で作成してください。

▽日時 2月16日(水) 9時30分~12時(受付11時まで)、ただし11時前には100人を超えた場合は午後の部へ、13時~17時15分(受付15時30分まで)

- 【表1】作成指導・相談に持参するもの
- ①印鑑
 - ②源泉徴収票(原本)
 - ③社会保険料の年間納入額が分かる領収書または証明書(国民年金は控除証明書の添付が必要)
 - ④生命保険・地震保険など各種控除証明書(年末調整分を除く)
 - ⑤医療費控除の場合は領収書(あらかじめ合計額を計算済み)と高額療養費、分べん費など医療費の補てんを受けた金額の分かるもの
 - ⑥申告者自身の銀行口座番号
 - ⑦申告書が郵送された方はその用紙
 - ⑧筆記用具、計算用具

- 【表2】注意事項
- ◆市役所会場では、次の①~⑨の相談は行いませんのでご注意ください。
- ①事業(営業等・農業)
 - ②不動産(家賃収入・駐車場収入等)
 - ③一時所得
 - ④譲渡所得(土地・建物および株式等の譲渡所得)
 - ⑤損失申告
 - ⑥配当所得
 - ⑦住宅借入金等特別控除の申告
 - ⑧平成21年分以前の申告(ただし、記載済みで提出のみの方は収受します)
 - ⑨青色申告
- ※①~⑨の相談・指導を希望する方は、直接税務署までお問い合わせください。
- ◆市役所会場に派遣される税務署職員の削減に伴い、待ち時間が長くなるのが予想されます。早めにご手続きをお願いします。
- ◆市役所への郵送による提出はできません。
- ◆2月19日(金)および3月5日(月)の市役所土曜開庁日午前中に限り、市民税課窓口で申告書の提出のみ受け付けます。作成指導は行いません。
- ◆申告期間中は、市役所西側駐車広場に臨時駐車場を設けます(駐車カードの配布は行いません)。

ご利用ください
e-Tax 国税庁HP
<http://www.nta.go.jp/>

税務署では、インターネットを利用して確定申告をするe-Tax(国税電子申告・納税システム)を推進しています。

このシステムを利用して確定申告を行うと、税額控除を受けることができます(平成19年分から平成21年分の確定申告でこの控除を受けた方は受けられません)。詳しくは、直接税務署にお問い合わせください。

また、国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」では、申告書の作成(検算も可)ができ、印刷した申告書はそのまま提出できます。詳しくは、同ホームページをご覧ください。

現在受け付け中の市民税・県民税に続き、2月16日(水)からは所得税の申告の受け付けが始まります。いずれも、申告期限は3月15日(火)までです。

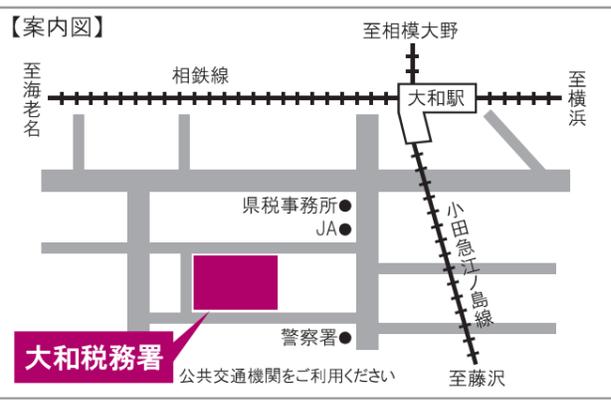
例年、3月は申告が集中し会場が混雑するだけでなく、手続き終了までの時間が長くなる傾向にあります。

会場の混雑緩和、待ち時間の短縮のためにも、所得税・市民税・県民税の申告はお早めに済ませていただくよう、ご理解とご協力をお願いします。



市役所で受け付ける申告内容

- ◆納税申告
- 給料から所得税が天引きされている方は、年末調整で税額が精算されているため申告は不要です。ただし、次の①~③の場合は申告が必要です。
- ①給与を2カ所以上から受けている方
 - ②中途退職などで年末調整されていない方
 - ③給与収入が2000万円を超える方
- ◆公的年金等所得
- 国民年金や厚生年金などの年金額が一定額を超える方は天引きされていますが、年金には給与のような年末調整制度がないため申告が必要です。
- また、公的年金控除後の所得から各控除を引いた額に残額がある方、生命保険会社などから受け取る個人年金など、収入から必要経費(支払保険料等)を差し引いた額が一定額を超える方は、申告が必要です。
- ◆医療費控除
- 納税者本人または本人と生計を一にする親族の病気の治療、出産などに際して支払った1年間の医療費の総額から、保険や給付金などで補てんされる額を差し引いた金額が10万円(所得金額が20万円未満の場合はその金額の5%)を超える場合は、控除の対象になります(最高20万円)。
- ◆対象となる医療費
- ①通院または入院し、医師または歯科医師などの治療を受けた際の費用
 - ②薬局で購入した薬代(治療に限る)
 - ③介護保険制度によって提供された一定の施設・居宅サービス等の自己負担分(領収書に医療費控除対象額の記載があるもの)
 - ④通院のために電車やバスなどの公共交通機関を利用した場合の往復費用(領収書は必要なし)
- ◆必要書類
- ①医療費の領収書(あらかじめ合計額を計算しておく)
 - ②高額療養費・分べん費・生命保険の入院給付金などで、医療費の補てんを受けた金額の分かるもの
 - ③公共交通機関を利用した場合の運賃と通院回数(合計額を記載したメモなど)
- ◆【年中の途中で退職】
- 年の途中で退職し、その後就職しなかった方は、所得税が納め過ぎになっていることが多く、この場合は還付申告ができます。
- なお、雇用保険の失業給付金は非課税ですので、所得に加える必要はありません。
- ◆【公的年金等からの税金が納め過ぎ】
- 公的年金や個人年金などから、所得税が源泉徴収されている、扶養控除や社会保険料控除などの控除を追加する場合は、還付申告ができます。
- ただし、複数の年金を受け取りがあると、納税申告に取りがあります。



2月9日(水)・10日(木)確定申告書作成の期日前指導を市役所で実施します

大和税務署では、年金受給者または給与所得者で還付申告をする方を対象に、確定申告書の期日前作成指導を行います。

▽日時 2月9日(水) 10時30分まで、2月10日(木) 9時~12時(受付11時30分まで)

※混雑時は、受付終了時間が早まる場合があります

▽会場 市役所401会議室

▽持ち物 表1参照

▽注意事項 表2参照